

## 社会福祉法人たつの市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人たつの市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第10条及び第25条の規定により、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償及び旅費（以下「報酬等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務に応じて報酬等を次の各号のとおり支給する。

- (1) 会長には、報酬及び旅費を支給する。
- (2) 副会長には、報酬及び旅費を支給する。
- (3) 監事には、報酬、費用弁償及び旅費を支給する。
- (4) 会長、副会長を除く役員等には、費用弁償及び旅費を支給する。ただし、関係行政機関の職員及び事務局長である役員等には、費用弁償を支給しない。

(報酬の額)

第4条 前条で規定する報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長の報酬額は、月額100,000円とする。
- (2) 副会長の報酬額は、月額14,000円とする。
- (3) 監事の報酬額は、1回の監査につき10,000円とする。

(費用弁償の額)

第5条 第3条で規定する費用弁償の額は、理事会又は評議員会に出席した場合、1回につき2,000円とする。

(旅費)

第6条 第3条で規定する旅費は、役員等が業務を行うために旅行をしたときに、たつの市職員旅費支給条例の規定を準用し支給する。

- 2 前項の旅費の種類及び額は、会長及び副会長に1級相当額を支給し、会長及び副会長を除く役員等に2級相当額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 会長及び副会長に対する報酬は、毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に順次繰り上げて支給する。

- 2 監事に対する報酬は、監査を実施した時に支給する。
- 3 費用弁償は、理事会又は評議員会に出席した時に支給する。
- 4 旅費は、役員等に対し旅行をした日の属する月の翌月に支給する。

(公表)

第8条 社協は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則（平成29年3月28日制定）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 「役員等の報酬及び旅費、費用弁償に関する規程」（平成17年4月1日施行）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和7年3月26日一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。